

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 3 年 10 月 21 日 (木曜日) 午前 10 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議第 110 号 幸田 2、6 号線電線共同溝整備工事請負契約の変更契約の締結について

日程第 5 議第 111 号 財産の譲与について

日程第 6 議第 112 号 財産の無償貸付について

日程第 7 議第 113 号 訴えの提起について

(追加日程)

追加日程第 1 報第 20 号 委員長報告

出席議員 (14 名)

議長	一 木 良 一	1 番	鷲 見 昌 己
2 番	田 口 琢 弥	3 番	飯 塚 英 夫
4 番	森 哲 士	5 番	田 中 喜 登
6 番	尾 里 集 務	7 番	中 島 ゆき子
8 番	田 中 副 武	9 番	今 井 政 良
10 番	伊 藤 嚴 悟	12 番	吾 郷 孝 枝
13 番	中 島 新 吾	14 番	中 島 達 也

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	細 田 芳 充	会 計 管 理 者	熊 崎 美 津 恵
総 務 部 長	河 尻 健 吾	市 長 公 室 長	野 村 穰
教 育 委 員 会 教 事 務 局 長	吉 田 修	建 設 部 長	野 村 直 己
観 光 商 工 部 長	細 江 博 之	環 境 部 長	小 畑 一 郎
健 康 福 祉 部 長	今 瀬 成 行	金 山 病 院 院 長	加 藤 和 男
農 林 部 長	都 竹 卓	生 活 部 長	藤 澤 友 治
消 防 長	遠 藤 英 幸	金 山 振 興 所 長	澤 田 勤 之
萩 原 振 興 事 務 所 副 所 長	林 雅 人	下 呂 振 興 所 長	河 合 正 博

馬瀬振興
事務所長
見廣洋始

小事坂振興
事務所長
中原則之

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 加藤鈴彦

書記 今井満

◎開会及び開議の宣告

○議長（一木良一君）

おはようございます。御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14人で、定足数に達しております。

これより令和3年第7回下呂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

また、本日、萩原振興事務所長が欠席のため、代わりに副所長が代理出席となっております。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一木良一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番 田中喜登君、6番 尾里集務君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一木良一君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（一木良一君）

日程第3、諸般の報告を行います。

専決処分事項の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、御覧願います。

◎議第110号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（一木良一君）

日程第4、議第110号 幸田2、6号線電線共同溝整備工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

議第110号について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（野村直己君）

おはようございます。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議第110号 幸田2、6号線電線共同溝整備工事請負契約の変更契約の締結について。

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

1. 工事名、幸田2、6号線電線共同溝整備工事。2. 契約の方法、事後審査型条件付一般競争入札。3. 契約金額、変更前1億8,942万円、変更後2億332万9,500円。4. 契約の相手方、岐阜県下呂市三原25番地。松田建設株式会社、代表取締役 松田欣也。令和3年10月21日提出。

提案理由でございます。幸田2、6号線電線共同溝整備工事の請負契約の変更契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負」に該当するためでございます。

次のページをお願いいたします。

変更内容説明資料でございます。

1. 仕様書番号、令和2年度の建工第1号でございます。

2の工事名、3の契約金額につきましては、今ほど申し上げたとおりで、契約金額の増減は1,390万9,500円の増額でございます。

4の変更理由・内容でございますが、本工事を実施するに当たり、旧下呂温泉病院本館と旧リハビリ棟を結ぶ連絡通路、地下道でございますが、これが残存しており、電線共同溝ボックス及び道路改良工事、さらには地上機器部の設置箇所、変圧器等の設置箇所でございます。この工事の支障となるため、取壊し工事を施行いたしました。

また、本年8月豪雨におきまして、雨水が道路側溝に治まり切らず、越流して付近の建物内へ流入する事案が発生いたしましたので、この雨水を処理できるよう道路側溝の規格を変更したことが主な変更内容でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（一木良一君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

今、変更内容の説明を受けました。

私はちょっと疑問といたしますか、今後のためにと申し上げますけれども、今の建設部長の説明は過去形でございました。要するに、こういうふうにしたと、だからこういうふうな事業

費が膨らんだと、こういう説明だったと思いますけれども、基本的に本来はこういうことが生じたら、そのときに議会に説明をし、承認を受けるべきではないかなと感じましたので、その辺の見解についてお願いをいたします。

○議長（一木良一君）

建設部長。

○建設部長（野村直己君）

議員のおっしゃるとおり、変更の必要が生じた際に、あらかじめ変更契約を締結して、その後で施工するというのが一般的にはそうかもしれませんが、特に工事の施工の場合において、変更契約という事務手続を変更事由が生じたその都度やっておると、それこそ一つの工事の中で複数回やらなければならないというようなことになってまいります。

そのため、工事を実施するに当たっては、請負者と発注者、市との間で担当者、監督員が業者に指示する場合、または請負者のほうから発注者に対してこういう事案があるんですがというような協議をいただいて、その都度市のほうからそれに対する回答という格好で指示をさせていただいたりして、一つの工期の中で工事を施行させていただいておるといようなことをさせていただいております。

ということで、本工事につきましても、この変更の理由につきましては、工事を発注直後に請負業者のほうで道路の試掘を行いまして、当初予定していた、発注時点で予定していた埋設物の深さより浅いところに埋設物があるということが判明いたしましたので、市からの指示で、業者に対して、そこは変更しますので工事を施行してくださいという流れで工事を施行させていただいております。

ということで、現場につきましては既に工事は完了しております。変更の契約手続については、本日議会の議決をいただいた後での手続ということになりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（一木良一君）

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

非常に分らんではない。一つに円滑に進めていくためには、今の部長の説明を100%理解せんわけではないですけれども、私が思うには、本来こういうことについては、特にこれ金額が結構大きいもんですから、これはやはりそれなりの理由立てをしっかりと説明をし、そして納得の上で進めるのが、特にこういう公の仕事はそういうふうにするのが筋じゃないかなと私はそう感じました。これは一般論として、道理がやっぱり通らないということも言えますので、しっかりとその辺のチェック並びに手順は重々慎重に進めるべきじゃないかという意見を申し上げておきます。

今後、やはりいろんなことがあろうかと思いますが、やはり我々としては、そのために

議会としてのチェック機能というものを果たしていかなければならないという責任もありますので、その辺どうか理解の上、今後慎重に進めていただきたいと思います。これが決して事業が遅れることにつながらないように議会側も理解をしていきますので、その辺に対して申し上げておきます。

執行部の意見をいただきたい。

○議長（一木良一君）

副市長。

○副市長（田口広宣君）

おはようございます。

今、議員御指摘のとおり、やってしまったので認めてくださいということではやっぱりいけないと思いますので、適宜いろんな機会の説明する機会というのはあると思いますので、今後委員会ですとか、いろんなときにしっかり報告しながら、特にこの工事は何年にもわたる大きな工事ですので、しっかり途中経過も含めながら、こういう問題がありましたとかということをしっかり説明しながら進めたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（一木良一君）

建設部長。

○建設部長（野村直己君）

当然、御理解いただいてというのは当然のことですが、今回やりましたような指示協議書ですとか、そういう手続というのはきちんと定められた手続でございますので、議会で工事の進捗、その他のことを含めて、十分慎重に我々も議論をしながら適切な方向へ進めてまいりますので、御理解をよろしく願いいたします。

○議長（一木良一君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 今井政良君。

○9番（今井政良君）

おはようございます。

ちょっと1点だけお聞きしたいと思います。

旧下呂温泉病院の本館と旧リハビリ棟を解体する段階で、この地下道というのが確認されていたのか、把握されていたのか、ちょっとその辺お聞きしたいということと、もしそのときに地下道があるということで、それを除去しなきゃいけないという見解でなかったのか、その辺も併せてお願いします。

○議長（一木良一君）

建設部長。

○建設部長（野村直己君）

当時の下呂温泉病院から、下呂市が下呂温泉病院の跡地を買収させていただいたときの契約書

を確認しました。その契約の中で、引渡しまでに下呂温泉病院側が撤去する地下の構造物、それから、このままにしておいてもいいよというような、残しておいてもいいよというような構造物がございました。その中に、今回工事の支障になった地下道は含まれておりましたので、当然、発注時点で地下道があることは認識しておりました。

ただ、その埋設深さが、今回の工事に影響のない1.5メートルより以上の深さに埋まっておるというような、いろいろな資料から想定で工事を発注させていただいたんですが、工事を発注した後で業者が試掘したところ、割とその深さが1メートルしかなかったということで、今回道路内へ埋設しようと思っておる構造物の支障になるというようなことで、変更でこれの解体・撤去を追加させていただいたということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（一木良一君）

9番 今井政良君。

○9番（今井政良君）

分かりました。

当時、それがあるということは認識されておったということで、それが1メートル50ということでしたけど、その解体時においては、その地下道に対してこういうものがあると、それをこういって工事をやらなくてもいいという説明はなかったと思うんですね。リハビリ棟の地下のコンクリートの土台というか、あいつについてはかなり低いし、あったほうが将来建物が建っても丈夫いぞという説明はあったんですけど、この地下道についての説明は全然なかったと思うんですけど、その辺については、そういう執行部での見解で済んだということやね。議会にはそういう説明はなかったと思うんですけど。

○議長（一木良一君）

今の答弁、できますか。

建設部長。

○建設部長（野村直己君）

申し訳ありません。売買した担当部署は建設部ではないので、私から説明があったかどうかというのはなかなか申し上げることはできませんが、当然、当時の契約書に図面として残すものがあるということは、私は確認しましたので、その時点で議会の皆様にも報告させていただいておるものやと思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（一木良一君）

10番 伊藤巖悟君。

○10番（伊藤巖悟君）

私が火つけ役になりましたので、まとめますけれども、基本的には、これはそういうことが生じるということはあると思うの。いろんな意味で思わぬ1メートルが、1メートル50やと思った

けど1メートルやと。そういうことで、事業を円滑に進めるためにやらないとというのは分かるけれども、議会へしかじかこうこう、こういうことがあってこうなりますという説明の機会があった。やっこの間9月の定例会をやったばかりで、それからこっちに工事が、そういうことがあって進まないと思いますのでね。

そういう機会を捉えて、しっかりと議会に報告をできるときはしっかりしないかんということをお願いしておきます。以上です。

○議長（一木良一君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

この変更内容ですが、最近別の整備工事でもこういう変更が報告され、議会にかかっていますが、その発生頻度といいますか、前に比べると多くなっているのかどうなのかという、そういう検証はされていますか、どうですか。

というのは、今までもほかの議員の方もこの問題を指摘された中で、技術系の専門的職員の不足とか、それから部署の対応の仕方の問題とか、それは執行部の答弁で答えられていますよね、そういうことがないようにしていくためにということで。ですから、そういう意味で、こういう変更が絶対あってはいけないということを言っているんじゃないですよ。必要は出てくると思うんですけども、頻度がどうなのか。

それから、この議会にかけられるのは1億5,000万円以上ですから、それ以下の整備工事も幾つもあるわけですよ。そういうのは私ら全く分からないわけで、そういうのが今のこの状況やと何か増えているんじゃないかという不安があるんですが、そこら辺についてお聞きします。

○議長（一木良一君）

副市長。

○副市長（田口広宣君）

9月のときは萩原小学校の長寿命化ということで、あれについてもはぐってみたら、当時は昔の施工がしっかりしていなかったということで、今回のことについても地下の埋設物ということで、大きな工事に伴ってということでこうしたことが起きてしまったわけですけども、いずれの場合にしても十分な精査はされなかったということではなくて、はぐってみて、施工の途中でそれが分かったという、萩原について、これも地下埋設ということですので、どうしてもこれはこういうことが生じてしまったということですが、特別今ここになって多いということは思っておおりません。

○議長（一木良一君）

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

私はそちらのミスを責めるためにこういうことを言っているつもりはないんです。やっぱりその頻度、そういう発生頻度が高くなっているのなら、なぜかというチェックをせないかんわけでしょう。今、小学校の長寿命化の話をされましたが、それについては、それは仕方ないと思いますよ。しかし、繰り返しますけど、どうなのかという私質問したでしょう。その1億5,000万円以下の部分も含めて、そういう頻度が高いのならやっぱり対策を打つべきでしょう、問題があるんやから。ということで投げかけたつもりですので、それに対して答えてくださいと言ったんです。お願いします。

○議長（一木良一君）

副市長。

○副市長（田口広宣君）

当然、変更契約が一定の金額以上のものというのは、私の当然決裁権、それぞれ回ってきますけれども、特別多いということは感じておりません。

ただ、議員御指摘のように、非常に技術系の職員が本当に今なかなか募集しても集まってこないという状況はありますので、それは当然その内部でやっぱりしっかり育てていく、または県とかそういうところに職員を派遣して、そこでまた技術を習得していくということで、職員の育成ということについては大いに課題であり、取り組んでいかななくてはいけないことだというふうに感じております。

○議長（一木良一君）

建設部長。

○建設部長（野村直己君）

変更契約につきましては、多いのか少ないかという話でございますが、まず変更契約、私どもが発注する土木工事、ほとんどの工事で生じております。

これというのは、土木工事というのはやっぱり土をいじる工事が多くなってまいりますので、発注時点でいろんな自然条件、予測できないようなことがございますので、これについては、適正に工事をやっていく中で修正をしながら目指したものを造り上げましょうという考え方の下で制度設計がされておるものやということで、工事の変更契約自体はきちんとしたものを造り上げるためには必要なことであって、決して悪いことではないという認識で工事を進めております。

一つ言うなら、変更設計というのは、いわゆるP D C Aサイクルというものがございます。この中のCとAの部分、それからPへまた戻る部分で、工事を発注した後に、請け負われた方が試掘なり何なりでこの設計が正しいのかをチェックしていただいて、この設計ではできませんよということが出てくれば、そこで当然最善な方法に修正した上で、目的物を造り上げていくという流れの中の一つの行為であるというふうで認識しておりますので、今後も、特に土木工事については、発注した工事、ほとんどの工事で変更ということは生じると思いますし、それが合理的な方法であるというふうには認識をさせていただいております。

ただ、先ほど伊藤議員がおっしゃったように、議会に対しても当然お知らせする機会があるに

もかかわらず、工事が終わってまった後で本日の報告になったという部分については、今後改善できるところは改善をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（一木良一君）

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

3番 飯塚英夫君。

○3番（飯塚英夫君）

この電線共同溝設置工事につきましては、今年度も引き続き予算化されて、継続事業だったと思いますが、今のが完了してから次のステップへ進むのか。

また、まだ今年度分は発注されていませんよね。その辺のスケジュールはどういったものか。また同様なことが起こらないとも限りませんが、その辺の体制というか、発注に向けての意気込みを聞かせてください。

○議長（一木良一君）

建設部長。

○建設部長（野村直己君）

この工事につきましては、全体の施工延長400メートルあるんですが、工区を3つに分けて発注をさせていただきたいという考え方で、今回1工区ということで、これは令和2年度に発注したものを繰り越してやらせていただいておりますが、今年度分につきましては既に発注済みでございます。ただ、1億5,000万円未満の契約額であったので、議会の議決ということは必要ございませんでしたが、工事の発注は済ませております。

あと、来年度3工区、それから、その後に全体の舗装工事をやりまして、完成を迎えたいなということで事業を推進しておるものでございます。以上でございます。

○議長（一木良一君）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第110号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第110号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議第110号について、討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第110号 幸田2、6号線電線共同溝整備工事請負契約の変更契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第110号は原案のとおり可決されました。

◎議第111号から議第113号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（一木良一君）

日程第5、議第111号 財産の譲与について、日程第6、議第112号 財産の無償貸付について、日程第7、議第113号 訴えの提起について、以上3件を一括議題といたします。

初めに、議第111号及び議第112号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の3ページをお開きください。

議第111号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、旧下呂市立馬瀬中学校（建物）でございます。

詳細は別紙のとおりでございますけれども、4ページをお開きください。

所在地につきましては、馬瀬中切1852番地。

建物名称につきましては、校舎・学校給食センターと倉庫でございます。

構造につきましては、校舎・学校給食センターにつきましては鉄筋コンクリート造・亜鉛メッキ鋼板葺き3階建て、倉庫につきましては鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺き平家建てでございます。

延べ床面積につきましては、校舎・学校給食センターについては2,286.02平方メートル。倉庫につきましては54平方メートルでございます。

3ページへお戻りください。

2. 譲与する相手方、岐阜県加茂郡富加町羽生2146番地2。豊実精工株式会社、代表取締役今泉由紀雄氏。

3. 譲与する理由、学校統合により廃校となった旧馬瀬中学校校舎の有効活用の検討を重ねる中、企業誘致促進の施策として事業者との合意と地域の理解が得られたこと、さらに企業誘致により地域雇用の創出や移住定住の促進を図れることから無償譲与するもの。

4. 譲与日、議会議決後速やかに。令和3年10月21日提出。

提案理由でございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

引き続き5ページをお願いします。

議第112号 財産の無償貸付について。

次のとおり財産を無償貸付する。

1. 無償貸付する財産、旧下呂市立馬瀬中学校（土地）でございます。

詳細は6ページをお開きください。

所在地は、下呂市馬瀬中切字大屋垣内1847番、ほか9筆でございます。

登記地目は、全て学校敷でございます。

登記地積は、計で5,492.3平方メートル。

貸付面積は、左記登記面積のうち3,000平方メートルでございます。

5ページへお戻りください。

2. 無償貸付する相手方、岐阜県加茂郡富加町羽生2146番地2。豊実精工株式会社、代表取締役 今泉由紀雄氏。

3. 無償貸付する理由、旧馬瀬中学校校舎の譲与と同時に関係用地を売却したいが、売却する用地の確定とこれに係る分筆登記までに相当の時間を要するため、売却までの間、無償貸付するものでございます。

4. 無償貸付の期間、建物譲与日から土地売却額納付日まで。令和3年10月21日提出。

提案理由でございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、2議案、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（一木良一君）

次に、議第113号について提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、議案書の7ページをお開きください。

議第113号 訴えの提起について。

損害賠償の請求に関して、次のとおり訴えを提起するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。令和3年10月21日提出。

1. 相手方、相手方の住所・氏名については記載のとおりでございます。

2. 訴えの趣旨、以下、個人名の読み上げは控えさせていただきます、A氏、B氏で読み上げをさせていただきます。

(1) (A氏)の相続財産に対し、不法行為損害賠償金として金2億6,527万2,905円及びこれに

対するしかるべき時期から完済に至るまでの遅延相当損害金の支払いを求める。(2) (B氏) に対し、(A氏) との共同不法行為損害賠償金として、(A氏) 相続財産と連帯して、金2,548万654円及びこれに対するしかるべき時期から完済に至るまでの遅延相当損害金の支払いを求める。(3) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

3. 訴えの理由、令和2年5月に下呂市が運営する観光施設「下呂温泉合掌村」で使途不明金が発覚し、同年3月まで同施設の会計担当であった(A氏) が、平成23年度から令和元年度までの9年間にわたり、売上金の着服横領や不正支出を繰り返して、下呂市に損害を与えた。

また(B氏) は、不正支出に関し(A氏) と共謀して、(B氏) 管理の金融機関口座に下呂市の金員を振り込みさせ搾取しており、このことについて(A氏) との共同不法行為者として損害賠償の責任を負っている。

以上のことから、下呂市が被った損害について、上記2(1)及び(2)の損害賠償の請求をしたが、支払いに応じていないため訴えを提起するものでございます。

4. 訴訟遂行の方針、(1) 弁護士を訴訟代理人とする。(2) 相手方の対応によっては和解を検討し、再度議会の承認を得て和解する。(3) 第1審判決の結果、必要がある場合は上訴する。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長(一木良一君)

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第111号から議第113号までの3議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

休憩いたします。

再開は館内放送にてお知らせをいたします。

午前10時35分 休憩

午前11時30分 再開

○議長(一木良一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付いたします。

[追加日程配付]

日程について、お諮りいたします。

ただいま、お手元に配付しております議事日程(第1号の追加1)追加日程第1、報第20号委員長報告を日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議事日程（第1号の追加1）、報第20号 委員長報告を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎報第20号について

○議長（一木良一君）

追加日程第1、報第20号 委員長報告を行います。

本臨時会において付託しました日程第5、議第111号 財産の譲与について、日程第6、議第112号 財産の無償貸付について、日程第7、議第113号 訴えの提起について、以上3件を一括議題といたします。

審査結果について、所管委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 中島ゆき子さん。

○総務教育民生常任委員長（中島ゆき子君）

委員長報告を申し上げます。

令和3年10月21日10時30分から、下呂庁舎第1会議室において委員全員と市長、副市長、教育長ほか執行部の出席をいただき、総務教育民生常任委員会を開催し、令和3年第7回下呂市議会臨時会において当委員会に審査を付託されました議第111号 財産の譲与について、議第112号 財産の無償貸付について審査いたしました。

2議案は、学校統合により廃校となった旧馬瀬中学校について、建物を無償譲渡することと、土地については売却する用地の確定とこれに係る分筆登記に相当の時間を要するため、売却までの間無償で貸付けするものであり、審査の結果、2議案とも全会一致で可決すべきものと決しました。

審査の一部を紹介させていただきます。

委員からは、工場による環境への影響について質問があり、セラミック加工による新技術を採用しており、クリーンルーム内で処理が完結されるため、環境への影響はないものとして地域でも御理解いただいています。市としては、今後の事業拡大等による経済効果と雇用の創出を期待し、できる限りの支援をしていきたいとの答弁がありました。

以上で、総務教育民生常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（一木良一君）

続いて、産業経済常任委員会委員長 尾里集務君。

○産業経済常任委員長（尾里集務君）

産業経済常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本日、11時10分から下呂庁舎3階第1会議室において委員会を開催いたしました。委員全員、市長、副市長、担当部課長出席の上、令和3年第7回下呂市議会臨時会において当委員会に付託されました議第113号について審査を行いました。

審査の結果につきましては、全会一致で可決すべきものと決しました。

審査の一部を紹介いたします。

議第113号 訴えの提起について、令和2年5月に下呂温泉合掌村で発覚した使途不明金について、平成23年度から令和元年度までの9年間にわたり売上金の着服などにより、下呂市に損害を与えた当時の会計担当者であったA氏並びに共謀したB氏に対し、訴えを提起するものであります。

執行部からは、今回関係者3名のうち2名の訴えの提起となりますが、もう一名は回答を待っている状況であるため、確定の際には後日提起をするという可能性があるという説明がありました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

◎議第111号から議第113号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（一木良一君）

委員長報告が終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本3件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本3件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第111号 財産の譲与について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第111号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第112号 財産の無償貸付について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第112号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第113号 訴えの提起について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決

することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第113号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（一木良一君）

これをもちまして、本臨時会に付議されました議案は全て議了いたしました。

これで令和3年第7回下呂市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時38分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年10月21日

議 長 一 木 良 一

署名議員 5番 田 中 喜 登

署名議員 6番 尾 里 集 務